-

**手帳についてのお知らせ**

**（精神障がいのある方へ）**

****

２０１８

精神障害者保健福祉手帳

■　精神障害者保健福祉手帳とは

　一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。

　この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられますので、精神障がいのある方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

■　対 象 者

　精神障がいのために、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

■　交付のための手続き

　（1）申請は、診断書によるものと、精神障がいのみを理由とする障害年金や特別障害給付金の受給を証明する書類によるものの２通りの方法があります。申請窓口は、お住まいの区市町村です。　　　　　※年金等による申請の場合、原則、障害年金と同じ等級で交付されます。

（2）申請に必要な書類（新規・更新）

　《医師の診断書で申請される方　①～③、④(更新のみ)》

　　　①申請書　―　市町村窓口で用紙をお渡しします。

申請書にはマイナンバーの記載が必要です。詳しくは申請窓口にお尋ねください。

　　　②主治医の診断書　―　作成日から３か月以内の所定の様式で申請して下さい。診断書の作成日は精神障がいに係る初診日から６か月を経過している必要があります。

※診断書の内容について医療機関に問い合わせることがあります。

　　　③ご本人の写真（縦４㎝×横３㎝、無帽・上半身を写したもの。白黒・カラーどちらでも可。）

　　　　　　　　　　　　※申請前1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と市町村名を必ず記入してください。

　　　④現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）

　《障害年金証書等で申請される方　①～④、⑤(更新のみ)》

　　　①申請書　―　市町村窓口で用紙をお渡しします。

申請書にはマイナンバーの記載が必要です。詳しくは申請窓口にお尋ねください。

②障害年金証書の写し(もしくは直近の障害年金振込通知書の写し又は直近の障害年金支払通知書の写し)、又は特別障害給付金受給資格者証の写し

③年金事務所等に照会するための同意書　―　市町村窓口で用紙をお渡しします。

　　　④ご本人の写真（縦４㎝×横３㎝、無帽・上半身を写したもの。白黒・カラーどちらでも可。）

　　　　　　　　　　　　※申請前1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と市町村名を必ず記入してください。

　　　⑤現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）

（3）精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費制度を同時に申請する場合は、診断書のみで申請が可能です。年金証書等の写しでは「同時申請」はできません。

（4）申請に基づいて審査を行い等級が決定されれば、大阪府知事が（権限移譲市町村においては市町村長が）精神障害者保健福祉手帳を交付します。

　　※審査の結果により、更新前とは異なる等級が決定されることや、手帳が交付されないことがあります。

（5）手帳の記載事項は、氏名、住所、生年月日、障がい等級、手帳の有効期限等です。申請時に提出した写真が貼付されます。

■　手帳の受け取り

申請の交付が決定したら申請者あてに交付通知書を送付します（交付されない場合は、交付しない旨の通知書を送付します）。お送りした交付通知書を、申請した市町村の窓口まで持参して、手帳を受け取ってください。

　更新、等級変更、再交付の場合は、新しい手帳を受け取る際に以前の手帳をお返しください。

■　有効期間

　手帳の有効期間は、原則として、２年です。

　更新される場合は、有効期限の３か月前から申請できます。

■　障がい等級

　障がいの程度の重いものから順に１級から３級まであります。

■　申請・届出

　手帳を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、それぞれの申請又は届出が必要です。なお、これらの申請又は届出をする場合には、申請書又は届出書に、手帳の写しを添付してください（手帳を紛失又は消失したときを除く）。

申請書、記載事項変更届、再交付申請書には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　容 | 窓口 |
| 更新の申請 | 手帳の有効期限が切れた後、引き続き手帳の交付を受けるときは、有効期限の3か月前から手続きできます。お早めに手続きをしてください。 | 居住地の市町村窓口 |
| 住所の変更の届出 | 住所を変更されたときは、記載事項変更届を提出してください。他市より転入のときは、申請書の提出が必要な場合があります。必要な書類については、事前に窓口でご確認ください。 | 新たな居住地の市町村窓口 |
| 氏名の変更の届出 | 氏名が変わったときは、記載事項変更届を提出してください。 | 居住地の市町村窓口 |
| 等級の変更の申請 | （1） 障害年金等の等級が変わったとき申請書、障害年金証書等の写し、同意書及び写真を提出してください。（2） 障がいの状態に変化があったとき申請書、診断書及び写真を提出してください。 |
| 再交付の申請 | 手帳を汚損、破損又は紛失したときは、再交付申請書及び写真を提出してください。 |

|  |
| --- |
| ※　詳しくは、お住いの市町村の窓口へお問い合わせ下さい。 |

手帳による施設使用料等の減額・免除のお知らせ※記載の内容は平成３０年6月時点のものです。今後変更になることがありますので、ご利用の際には各施設へご確認ください【大阪府営公園有料施設等における使用料の減免】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　設　名 | 問い合わせ先（管理事務所） | 内　　　容 |
| 1. 服部緑地

② 箕面公園③ 寝屋川公園④ 山田池公園⑤ 深北緑地⑥ 枚岡公園⑦ 久宝寺緑地⑧ 長野公園⑨ 石川河川公園⑩ 錦織公園⑪ 大泉緑地⑫ 浜寺公園⑬ 住吉公園⑭ 住之江公園⑮ りんくう公園⑯ 二色の浜公園⑰ 蜻蛉池公園⑱ せんなん里海公園⑲ 泉佐野丘陵緑地　 | TEL：06-6862-4946TEL：072-721-3014TEL：072-824-8800TEL：072-851-4761TEL：072-877-7471TEL：072-981-2516TEL：072-992-2489TEL：0721-62-2772TEL：072-956-1900TEL：0721-24-1506TEL：072-259-0316TEL：072-261-0936TEL：06-6671-2292TEL：06-6685-9521TEL：072-469-7717TEL：072-422-0442TEL：072-443-9671TEL：072-494-2626TEL：072-467-2491 | 有料公園施設（プール・野球場・テニスコート・駐車場等）を使用するとき。（対 象）・社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的として使用するとき：全額免除・手帳の所持者及び介助者（原則１名）が使用するとき：全額免除（利用方法）・あらかじめ、所定の使用料減額・免除申請書を左記の施設の公園管理事務所に提出していただく必要があります。ただし、駐車場では手帳の提示で減免となります。詳しくは、左記の公園管理事務所に問い合わせてください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施 　設　 名 | 問い合わせ先 | 内　　　容 |
| 万博記念公園 | 吹田市千里万博公園1-1TEL：06-6877-7387 | （対 象）手帳の所持者及び介助者（１名）(利用方法)手帳を提示してください。駐車場使用料も免除。 |

【万博記念公園　入園料の免除】

【大阪府立博物館・花の文化園における入館料の免除】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施 　設　 名 | 問い合わせ先 | 内　　　容 |
| 弥生文化博物館 | 和泉市池上町4丁目8-27TEL：0725‐46‐2162 | （対 象）手帳の所持者及び介助者（１名）（利用方法）手帳を提示してください。※詳しくは各施設にお問い合わせください。 |
| 近つ飛鳥博物館 | 南河内郡河南町大字東山299TEL：0721‐93‐8321 |
| 大阪人権博物館 | 大阪市浪速区浪速西3−6−36TEL：06‐6561‐5891 |
| 花の文化園 | 河内長野市高向2292-1TEL：0721‐63‐8739 |

【大阪府立体育施設における使用料の減免】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　設　名 | 問い合わせ先 | 内　　　容 |
| 府立体育会館エディオンアリーナ大阪 | 大阪市浪速区難波中3-4-36TEL：06‐6631‐0121 | ・団体利用のみ半額免除（概ね半数以上が障がい者の団体が対象） |
| 府立臨海スポーツセンター | 高石市高師浜丁6-1TEL：072‐268‐8351 | （対 象）・個人利用は全額免除（手帳の所持者及び介助者1名）・団体利用は半額免除（概ね半数以上が障がい者の団体が対象）（利用方法）・個人利用は手帳を提示してください。・団体利用はあらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出してください。※詳しくは各施設にお問い合わせください。 |
| 府立門真スポーツセンター東和薬品ＲＡＣＴＡＢドーム | 門真市三ツ島3丁目7－16TEL：072‐881‐3715 |
| 府立漕艇センター | 高石市高砂１丁目TEL：072‐268‐3100 |

【社会教育施設における使用料の減免】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　設　名 | 問い合わせ先 | 内　　　容 |
| 府立少年自然の家 | 貝塚市木積字秋山長尾3350TEL：072‐478‐8331 | （対 象）◎府立少年自然の家…手帳の所持者及び介助者が組織する2名以上の団体（施設利用料のみ半額免除）◎府立中央図書館…手帳の所持者（利用方法）・障がいがある方や、その支援者が主として組織する団体が中央図書館のホール・会議室を利用する時は、使用料が半額免除されます。あらかじめ所定の利用申込書及び使用減額・免除申請書を施設に提出してください。※詳しくは各施設にお問い合わせください。 |
| ② 府立中央図書館[ホール、会議室、駐車場] | 東大阪市荒本北1-2-1TEL：06‐6745‐0170 |

【ファインプラザ大阪（大阪府立障がい者交流促進センター）における使用料の減免】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 問い合わせ先 | 内　　　　　容 |
| ファインプラザ大阪 | 堺市南区城山台５丁１－２TEL：072-296-6311 | （対象）・個人利用は全額免除（手帳の所持者及び介助者1名）　・団体利用（専用使用）は半額免除（利用方法）・個人利用で初めて施設を利用される方は手帳を提示してください。2回目以降は「利用証」（初回時に発行）を提示してください。・団体利用は予約が必要です。　　※詳しくは施設にお問い合わせください。 |

**※各市町村の施設の使用料等の減免については、各市町村にお問い合わせください。**

手帳の交付を受けられた方は

１ 税制上の優遇措置が受けられます

手帳をお持ちの精神障がい者の方については、その等級に応じて所得税などの税制上の優遇措置を受けることができます。

【税制上の優遇措置の概要】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　　　　　　　容 | 問い合わせ先 |
| 所得税の障害者控除 | 本人が障がい者の場合、課税所得から以下の額を控除する。　2級･3級･･･27万円　　１級･･･40万円被扶養者が障がい者の場合、課税所得から以下の額を控除する。　2級･3級･･･27万円　　１級･･･40万円　(同居特別障害者(1級)は75万)※平成22年以前については、税務署にお問い合わせください。 | 税務署 |
| 住民税の障害者控除等 | 本人、又は扶養者の課税所得から以下の額を控除する。　２級･３級･･･26万円　　　１級･･･30万円同居の1級の者の配偶者控除、扶養控除の加算･･･23万円＊前年分所得が125万円以下の場合は住民税所得割は課されない。 | 各市町村 |
| 利子等の非課税 | 元本が350万円までの預貯金の利息が非課税となる（マル優）額面が350万円までの公債の利子が非課税となる（特別マル優）＊障がいの等級による差異はない。 | 問い合わせに応じ金融機関又は、税務署 |
| 相続税の障害者控除 | 法定相続人である障がい者の相続税額から以下により算出した額を控除する。　2級・3級（85歳に達するまでの年数）×１０万円　１級（85歳に達するまでの年数）×２０万円　＊1年未満の月数は切り捨てる。 | 税務署 |
| 贈与税の非課税 | 生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約（特定障害者扶養信託契約）の形で個人から贈与された信託金銭等が以下の額まで非課税となる。　2級・3級　　3,000万円　1級　　　　　6,000万円 | 税務署 |
| 自動車税・自動車取得税の減免 | 手帳１級と自立支援医療費(精神通院)の支給の両方を認定されている方が、通院等に利用される自動車に係る、自動車税、自動車取得税が減免される。(ただし、当該障がい者又は、当該障がい者と生計を同一にする方が所有する自動車等で、当該障がい者、当該障がい者と生計を同一にする方、又は常時介護者が運転する自動車等１台に限る。自動車税の減免額は、当該自動車の総排気量が2.0リットル以下の場合は全額、当該自動車の総排気量が2.0リットルを超える場合は自動車の総排気量が1.5リットルを超え2.0リットル以下の自家用乗用車とみなした場合に課する額を限度として減免します。自動車取得税は、普通自動車(いわゆる3ナンバー)の場合は、取得価格250万円に税率を乗じて得た額を限度として減免します。申請期限は、以下のとおりです。・新たに自動車を取得される場合は、登録の日・賦課期日（4月1日）に減免要件に該当している場合は、納期限（5月31日）・賦課期日後（4月1日後）に減免用件に該当することとなった場合は、減免事由に該当することとなった日から60日以内※上記申請期限内に申請できなかった場合は、府税事務所へお問い合わせください。 | 府税事務所自動車税事務所 |
| 軽自動車税の減免 | 軽自動車税については、府内の各市町村に減免の制度があります。 | 市町村の軽自動車税担当係 |

２ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請について

診断書により取得した手帳をお持ちの方は、自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けることができる場合があります。詳しくは、お住いの市町村精神保健福祉担当課にお問い合わせください。

３ 生活保護を受給している方の障害者加算について

生活保護を受給している方の障害者加算の認定については、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は手帳（１級または２級の手帳で、交付日が初診日から１年６ヵ月を経過しているものに限る）により行われます。

４ 駐車禁止除外指定車標章の交付について

障害等級「１級」の手帳の交付を受けている方は、本人等の申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。詳しくは住所地を管轄する警察署の交通課または大阪府警察本部駐車対策課（０６－６９４３－１２３４代表）にお問い合わせください。

５ ＮＴＴの電話番号案内料が免除されます（ふれあい案内）

　　　 手帳をお持ちの方が、電話番号案内（１０４）を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出、あらかじめ届けた電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出れば、番号案内利用料金が無料になります。詳しくは、ＮＴＴふれあい案内担当（０１２０－１０４－１７４）にお問い合わせください。

６ 府営住宅の総合募集で福祉世帯向けの区分に応募ができます

　　　 手帳をお持ちの方が府営住宅総合募集に応募する場合、福祉向けの区分に応募することができます。

７ 映画館・演芸場の料金の割引が行われる場合があります

　　　映画館・演芸場の券売場で手帳を提示することで、割引が行われる場合があります。詳しくは利用される各映画館・演芸場にお問い合わせください。

８ ホームヘルプサービス（居宅介護）等の利用について

　　　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による様々な福祉サービスを利用できる場合があります。詳しくは、お住いの市町村精神保健福祉担当課へお問い合わせください。

９ 携帯電話基本使用料等の割引があります。

　　　 手帳をお持ちの方が携帯電話販売店で申し込みされると、基本使用料等が割引される場合があります。

詳しくは各携帯電話会社の販売店へお問い合わせください。

10 NHK受信料（全額・半額）免除の利用について

全額免除…手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

半額免除…手帳をお持ちで、障害等級１級の方が世帯主であり、受信契約者の場合

詳しくは、NHK各営業センターにお問い合わせください。

11　タクシー運賃割引について

　　　タクシー事業者によっては、乗車時に手帳を掲示することで、乗車運賃の1割引きを受けることができる場合があります。詳しくは各タクシー事業者にお問い合わせください。

12　フェリーの旅客運賃・乗用車運賃の割引について

旅客運賃と乗用車運賃についての割引を受けることができる運航会社があります。詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

13　一般路線バスの割引について

バス会社によっては、乗車運賃の割引を受けることができる場合があります。詳しくは各バス会社にお問い合わせください。

14　OsakaMetro・大阪シティバスの割引について

大阪市の精神障害者保健福祉手帳を所持している方へ割引制度があります。詳しくはOsakaMetro・シティバス案内コール(電話:06-6582-1400)へお問い合わせください。

15　航空機の運賃の割引について

航空会社によっては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているご本人と介護者1名が割引を受けることができる場合があります。事業者によって適用が異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

16　　平成30年4月1日、障がい者医療と老人医療とひとり親家庭医療が整理・統合されました

　　 65歳以上で障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けていた方は、平成30年3月31日までは老人医療の対象でしたが、手帳１級所持者は障がい者医療の対象となりました。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者は経過措置として、平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります。市町村によって医療証の更新のタイミングが異なりますので、市町村の案内に従って下さい。

※その他の民間施設等でも割引が受けられる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください

精神障害者保健福祉手帳に関する相談・お問合わせは、最寄りの市役所・町村役場（東大阪市では保健センター）又はこころの健康総合センターへ

市 役 所 ・ 町 村 役 場 ・ 保 健 セ ン タ ー

池田市

箕面市

能勢町

豊能町

豊中市

吹田市

摂津市

茨木市

高槻市

島本町

枚方市

寝屋川市

門真市

守口市

四條畷市

交野市

大東市

東大阪市

八尾市

柏原市

072-939-1106

072-958-1111

072-337-3115

072-366-0011

0721-25-1000

0721-53-1111

0721-98-5519

0721-93-2500

0721-72-0081

0725-99-8133

072-275-6294

0725-33-1131

0725-22-1122

072-423-9090

072-433-7012

072-463-1212

072-452-6289

072-466-8813

072-483-8252

072-471-5678

072-492-2700

福祉総務課

障害福祉課

障害福祉課

福祉グループ

障がい福祉課

障がい福祉課

福祉課

高齢障がい福祉課

健康福祉課

障がい福祉課

高齢・障がい福祉課

障がい福祉課

いきがい支援課

障害者支援課

障害福祉課

障害福祉総務課

介護保険・障がい福祉課

福祉課

障害福祉課

市民福祉課

福祉課

障がい福祉課

障害福祉課

福　祉　課

福祉課

障害福祉課

障がい福祉室

障害福祉課

障害福祉課

障がい福祉課

福祉推進課

障害福祉室

障害福祉課

障がい福祉課

障害福祉課

障がい福祉課

障がい福祉課

障害福祉課

西保健センター

中保健センター

東保健センター

障がい福祉課

障害福祉課

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

072-754-6255

072-727-9506

072-731-2150

072-739-3420

06-6858-2805

06-6384-1347

06-6383-1374

072-620-1636

072-674-7164

075-962-7460

072-841-1457

072-824-1181

06-6902-6154

06-6992-1630

072-877-2121

072-893-6400

072-870-9630

06-6788-0085

072-965-6411

072-982-2603

072-924-3838

072-972-1508

藤井寺市

羽曳野市

松原市

大阪狭山市

富田林市

河内長野市

太子町

河南町

千早赤阪村

和泉市

高石市

泉大津市

忠岡町

岸和田市

貝塚市

泉佐野市

熊取町

田尻町

泉南市

阪南市

岬町

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎

06-6691-2811

大阪府こころの健康総合センター

◎は権限移譲市町村です

※大阪府こころの健康総合センターでは、法令に定めるもの、医学用語等を除き、「障がい」と表記しています。

大阪府こころの健康総合センター　ホームページ

　**こころのオアシス**　<http://kokoro-osaka.jp/>



大阪府こころの健康総合センター　　　平成30年7月発行

〒558-0056　大阪市住吉区万代東3丁目1-46　TEL06-6691-2811（代表）

この冊子は、3000部作成し、一部当たりの単価は14.5円です。